

附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第55号

附属機関の設置に関する条例及び相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市子どもいじめに関する再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	6人以内	当該諮問に係る審議が終了するまで
----------------------	---	------	------------------

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「32,000円」の次に「。ただし、別表第1の10の項に定める報酬の額にあつては、80,000円」を加える。

別表第1中35の項を36の項とし、11の項から34の項までを1項ずつ繰

「

10	介護認定審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、教育支援委員会の	日額	19,000円。 ただし、感染症診 査協議会の委員が
----	-----------------------------------	----	----------------------------------

り下げ、同表中

委員及び障害支援区分判定等審査会の委員のうち前項に規定する委員を除いた委員、感染症診査協議会の委員、教職員健康審査会の委員、指定難病審査会の委員、小中学校等結核対策委員会の委員、小児慢性特定疾病審査会の委員並びに精神医療審査会の委員	相模原市感染症診査協議会条例(平成11年相模原市条例第39号)第4条第2項ただし書の規定による審議を行う場合にあつては、5,000円
--	--

を

10	子どものいじめに関する再調査委員会の委員	日額	20,000円。 ただし、2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき10,000円を20,000円に加算して得た額
11	介護認定審査会の委員、高齢者入所判定委員会の委員、教育支援委員会の委員及び障害支援区分判	日額	19,000円。 ただし、感染症診査協議会の委員が相模原市感染症診

に改める。

<p>定等審査会の委員のうち 9の項に規定する委員を 除いた委員、感染症診査 協議会の委員、教職員健 康審査会の委員、指定難 病審査会の委員、小中学 校等結核対策委員会の委 員、小児慢性特定疾病審 査会の委員並びに精神医 療審査会の委員</p>	<p>査協議会条例(平成 11年相模原市条 例第39号)第4条 第2項ただし書の 規定による審議を 行う場合にあつて は、5,000円</p>
--	---

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。